

# 豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修空調設備工事その2

図面リスト			
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
AC-01	表紙・図面リスト	AC-19	空調配管設備 B1階 空調機械室改修後詳細図
AC-02	改修特記仕様書 1	AC-20	空調配管設備 3階 空調機械室改修後詳細図
AC-03	改修特記仕様書 2	AC-21	空調換気設備改修後 ダクト系統図
AC-04	石綿除去工事特記仕様書(1)・工事工程表(参考)	AC-22	空調換気設備 B1階 改修後平面図
AC-05	工事区分表	AC-23	空調換気設備 1階 改修後平面図
AC-06	付近見取り図・配置図兼仮設計画図(参考図)	AC-24	空調換気設備 M2階・2階・M3階 改修後平面図
AC-07	仮設計画図 1	AC-25	空調換気設備 3階 改修後平面図
AC-08	仮設計画図 2	AC-26	空調換気設備 シーリング階・PH階 改修後平面図
AC-09	仮設計画図 3	AC-27	空調換気設備 3階・シーリング階 改修後平面図
AC-10	空調換気設備 改修後機器表1	AC-28	空調換気設備 B1階 空調機械室 改修後詳細図
AC-11	空調換気設備 改修後機器表2	AC-29	空調換気設備 B1階 煙道 3階トイレ・シャワー室改修後詳細図
AC-12	空調配管設備 改修後配管系統図	AC-30	自動制御設備 熱源廻り・空調機制御改修後図(1)
AC-13	空調配管設備 B1階 改修後平面図	AC-31	自動制御設備 空調機制御(2) 制御改修後図
AC-14	空調配管設備 1階 改修後平面図	AC-32	自動制御設備 空調機制御(3) 制御改修後図
AC-15	空調配管設備 M2・2階・M3階 改修後平面図	AC-33	自動制御設備 貯湯槽・計測制御改修後図
AC-16	空調配管設備 3階 改修後平面図	AC-34	自動制御設備 ホール系MD・MDインターロック制御改修後図
AC-17	空調配管設備 シーリング階改修後平面図-屋根伏図	AC-35	自動制御設備 冷凍機・水槽減・制御弁制御改修後図
AC-18	空調配管設備 B1階 熱源機械室改修後詳細図		

月	日	訂正者	訂正内容	コード No.	作成年月日	承諾	名称	図面 No.
訂正	.	.	.	F D No.	発行年月日	担当	豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修 空調設備工事その2	AC-01/35
.	.	.	.				図面名称 表紙・図面リスト	縮尺 -

参考図

本図は参考図です。設計図書（図面等）から拾い出しを行い、適切な積算をお願いします



<p>● 追加事項</p>	<p>保 険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受注者は、工事期間中、工事目的物及び工事材料などの事故（火災・盗難・倒壊等）に伴う損害を補填できる火災保険を含む、建設工事保険、並びに第三者である通行人等に怪傷をさせたり隣接物件に損害を与えた場合の損害補償を補填できる、請負業者賠償責任保険に加入すること。また、加入期間は工事の着工日（契約締結日）から、工事完成期日後14日とすること。</li> </ul> <p>工事監理報告用書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事の進捗、労務者の就業、材料の搬入、天候等の状況を示す報告は監督職員の指示により下記の通り行う。             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 本市より指定する様式により工事日報を毎週1回以上提出する。</li> <li>ロ 工事用写真                 <ul style="list-style-type: none"> <li>着工より竣工まで、工事報告用写真（カラースイズ）を撮影し、撮影場所・説明を記入の上、工事用写真アルバムに整理して提出する。なお、地中埋設物、埋蔵配管、スリブ貫通等については、必ず撮影すること。また、機材等の取付が含まれている場合は、現況と竣工を比較したもの、（機材搬入の場合、施工中及び完了後）を撮影すること。工事用写真に関する費用は受注者の負担とする。提出は、写真帳、もしくは、上質紙にカラーレーザープリンターでの印刷とし、上質紙に印刷する場合は、紙提出と電子納品とする。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>工事担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 工事着手に先立ち、現場代理人及び主任技術者を選任し、指定の様式にて選任届を提出する。なお建設業法に基づき監理技術者資格が必要な場合は、監理技術者を選任すること。その場合、資格者証の写しを提出すること。</li> </ul> <p>工事実績情報の登録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 現場代理人は、良識のある現場管理人として管理に従事し、図面及び仕様書に基づき全工事を施工する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負金額500万円以上は、工事実績情報（CORINS）に登録しなければならない。</li> </ul> </li> </ul> <p>消費材料用促進計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省ウェブサイト掲載の建設リサイクル報告様式（計画書・実績書）を用いて、文書及びデータで提出すること。</li> </ul> <p>工程及び施工計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 施工に先立ち建築受注業者及び他の別途工事業者と充分協議し、施工計画書、施工要領書、工程表を作成し承諾を受ける。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 工程表には各種工事相互間の関連及び諸材料の搬入時期を表し資材の検査等を記入する。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工上必要な製作図・製作仕様書・見本等は施工前に作成し承諾を受ける。</li> <li>・ 本工事に要する諸関係官庁への手続きは受注者において適確なく履行すること。また、これらに要する費用並びに書類の作成は本工事に含む。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>製作図・見本 官公署その他への手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 本社仕様と図面が一致しない場合、又これらに明記していない事項でも工事の施工上当然と認められるものは受注者の費用で施工しなければならない。</li> </ul> <p>騒音と軽微な変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 工事施工に際し現場の納まり等の理由で材料・寸法・位置等の軽微な変更は速やかに申出て監督職員の指示に従う。尚、この場合において受注金額は増減しない。</li> </ul> <p>施工図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器類、配管類等の配置と必要な設備記号（電気・空調・衛生設備等）をプロジェクト施工図（平面図、天井状図、展開図、配線図、結線図、系統図等）を施工前に作成し承諾を得ること。</li> </ul> <p>完成図その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事が完成したときは完成図（原図1部・背張り2部）、保守指導書・機能性能試験成績書、完成承諾図等を作成し提出する。</li> </ul> <p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督職員からの提出書類一頁より必要書類を確認し、各書類を必要な時期に提出すること。</li> </ul> <p>指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電線管の支持間隔は金属管2.0m・合成樹脂管等は1.5m・打込管1.0m（管とボックス等の接続点は管径から0.3m以下の間隔にて固定）。</li> <li>・ 分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合（2S）1本、5個以上の場合（2S）を2本又は非まで立上げる。</li> <li>・ コンクリート壁、床等の配管の貫通部の穴あけは、鉄筋探査の上、ダイヤモンドカッターを使用する。又コンクリート壁、床及びブロック壁の溝はつり箇所はコンクリートカッターを使用すること。</li> <li>・ 貫通孔と配管、配線との隙間を、モルタル又は不燃材料で完全に修繕すること。</li> <li>・ 最上階のフラフでモルタル防水及び樹脂防水の場合、打込配管は不可とする。</li> <li>・ 屋外・多湿箇所で使用する金属製プルボックス・支持金物、架台類はステンレス製とすること。</li> <li>・ 本工事に使用する材料は、アスベスト含有率のものを使用すること。また、本工事に使用する材料は工事施工前にすべて（化学物質安全データシート）を提出し、監督職員の承諾を得ること。</li> <li>・ 本工事の作業員は各礼または給食等で、当工事の作業員であることを明示すること。</li> <li>・ 消防設備改修に伴う、着手前、竣工時に必要な書類は受注者にて行うこと。</li> <li>・ 建設リサイクル法の対象ではありませんが、法に則った分別解体をできる限り行うこと。</li> <li>・ 本工事における建設業退職金共済制度掛金納付及び証紙の受払簿を監督職員に提出すること。また、同制度加入現場である表記を現場内の見やすい場所に掲示すること。</li> <li>・ 高さ5m以上の構造足場組み立て及び解体は、労働安全衛生規則第565条による足場作業主任者の資格が必要とする。</li> <li>・ 駐車搬入時における一切の事故防止対策の確保、工事における道路復旧・清掃執行のこと。</li> <li>・ 安全衛生管理体制の確立及び具体的な実施内容を定めるなどし、工事現場における安全対策に努めること。</li> <li>・ 作業範囲や資材置き場にはフェンスバリケードで囲いすること。</li> <li>・ 工事完成のちは仮設物を速やかに取除き、完成建物内外の残片付け及び清掃を行うこと。</li> <li>・ 工事施工のために、損害を生じた物件は本工事にて復旧する。</li> <li>・ 工場の工事の施工に伴う、災害及び公害の防止は建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、その他関係法規に従い適切に処理すると共に、特に次の事項を守らなければならない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第三者に災害を及ぼしてはならない。</li> <li>2 公害防止に努めること。</li> <li>3 善良な管理者の注意を持って、災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。</li> </ol> </li> <li>・ 撤去解体物の処分については、全て受注者の責任において場外処分とする。撤去鋼材はリサイクルに努めること。</li> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び関連法を含む）を遵守し処理を行うこと。（建築廃棄物マニフェストシステム）を使用すること。</li> <li>・ 本工事は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の建設工事に該当する。</li> <li>・ 国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより環境負荷を低減できる材料を選択するように努めること。</li> <li>・ 工事車両駐車場は指示（リレーゲード内）とし、周辺道路は全て駐車禁止とする。また、不足駐車場については受注者の負担にて確保すること。なお、それに要する費用は本工事に含むものとする。</li> <li>・ 既設設備の切替え等により停電・断水等が発生する場合、騒音を伴う工事作業を行う場合は、監督職員・施設管理者・各受注業者と打合せの上日時を決定し実施すること。</li> <li>・ 使用機材・使用材料等のカタログ・仕様書等を提出し、施工前に監督職員の承諾を得ること。</li> <li>・ 施工に先立ち必ず現場調査を行い、設計図書との相違を確認すること。また、著しく相違がある場合は速やかに報告し監督職員と協議すること。</li> <li>・ 隣への工事は事前に監督職員の確認を受け次の工程に進むこと。</li> <li>・ 着工前に別途受注者の工程を把握し、打合せ、調整を行い本工事工程表を作成すること。また、着工後は監督職員を交えた最低週1回行う定例打合せに参加すること。</li> <li>・ 工事に伴う空調機等の停止期間は6月10日頃～9月末日及び11月末日頃～3月末日にしない工程にすること。</li> <li>・ 部屋の用途（施設使用者と市職員の協議にて決定）によってはその限りではない。</li> <li>・ PC部のインサートは建築工事とし、位置については建築と協議する。</li> <li>・ 監督職員が市職員でない場合は、監督職員は市職員に報告し承諾を得る。</li> <li>・ 工事の施工にあたり「建築基準法施行令第129条の2の4」に適合させること。</li> <li>・ 工事の施工にあたり「水道法第16条」の規定に適合させること。</li> <li>・ 工事の施工にあたり「下水道法第10条」の規定に適合させること。</li> <li>・ 工事の施工にあたり「ガス事業法第162条」に適合させること。</li> <li>・ ガス設備工事については、ガス事業法等の定めにより大阪瓦斯株式会社との責任施工とすること。但し、LPガスなどの場合はこの限りではない。</li> <li>・ 豊中市量力団掛除染条例の施行（平成25年10月1日）に伴い、受注者は、契約金額が500万円以上となる元請人及び下請人等が量力団員又は量力団管理関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は提出すること。元請人等の誓約書は、一般競争入札案件については事後審査の段階で公告に示す日時までに、一般競争入札案件以外については契約書提出時に、契約検査課へ提出すること。下請人等の誓約書は、下請契約等を締結する際に元請人等を通じて担当課へ提出すること。</li> <li>・ 公共工事品質確保促進法及び公共工事入札契約適正化法の改正に伴い、施工体制台帳の作成を行わなければならない。施工体制台帳の作成方法については、施工体制台帳の作成等についてを参照のこと。</li> <li>・ アンカーボルト打込み、貫通等の施工を行う時は、施工面に防護を行い、集塵機等により粉塵飛散防止対策措置をとること。また、上記施工作業従事者は防護マスクを着用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計図書は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を提供するものではない。</li> <li>・ 受注者は設計図書に示された仕様をもとに、製造者等の指定を経て、工程や下地等の考慮のうえ、責任を持って生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な遂行と完成に必要なすべてのものを供給する。</li> <li>・ 別に定めのない限り、関連工事の受注者に、次のものについて便宜を供与する。これらに要する費用の負担は、当該関連工事の受注者とする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 関連工事を行う場所への出入り及び安全管理</li> <li>(2) 足場・運搬設備・積置設備・工事用電力・工事用給排水等の利用</li> <li>(3) 障害となる仮設物の取除き、貫通孔等の設置、ボルト・インサート等の取付</li> <li>(4) 関連工事用の機材・材料の取り込みに必要な搬入口通路等の設置・確保</li> </ol> </li> <li>・ 施工図・施工計画書等の作成に際し、関連工事との取合い・納まり等について十分調整する。</li> <li>・ 設計図書における疑義は、工事請負契約締結前に質疑回答等をもって解決済みとみなす。工事請負契約締結後に標準仕様書 [1.1.8 (a) ] の疑義等が発生した場合、原則として請負代金額の増減及び工期の延長は行わない。</li> <li>・ 設計変更に関わる工事は監督職員の指示によって行う。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前項の場合において請負代金額の変更を行う場合は、その都度施工に着手する前に請負代金額の増減を明示した増減内訳書を提出し監督職員の確認を受けること。</li> <li>・ 増減内訳書における工事費額は工事請負契約時の工事単価とする。</li> <li>・ 本工事における市より公開する工事費内訳書（金貨）は参考資料のため、設計変更及び差引増減の対象とならないものとする。また、内訳書の内容は質疑の対象とならないものとする。なお、本図面と内訳書との間で相違があった場合は図面を優先とする。</li> </ul> </li> <li>・ 受注者は請負契約締結後10日以内に本工事に係る差引増減対応可能な工事費内訳書を設計課に提出すること。</li> <li>・ 工事現場敷地内及び周辺地域での喫煙は禁止とする。</li> <li>・ 本工事は「情報共有システム」を活用する工事である。適用にあたっては、国土交通省大臣官庁管理登録部が定める「工事施工における受発注者間の情報共有システム機能要件2019年版建築工事編」を満たす情報共有システムとし、監督職員と協議の上決定し使用すること。提出書類は原則、情報共有システムを使用し、電子提出すること。</li> <li>・ 本工事は、令和5年度に行った工事についての出来高を確認するための検査を行う。なお、この出来高検査に関する検査書類（検査図面・工事写真・出来高数量調査書その他監督員が指示するもの）について作成すること。</li> </ul>	<p>竣工時検査準備要領</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社内検査を十分行い、完了後現場監督員の検査を実施した後本市の検査を受けること。</li> <li>・ 検査時には現場代理人及び主任技術者、監理技術者が立ち会うこと。</li> <li>・ 上履き、巻尺、コンベックス、水準器、下げ振り、プラスチックハンマー、懐中電灯、投光器等及び写真機、各種測定機器を用意しておくこと。</li> <li>・ 各階の天井点検口及びパイプスペース等の点検扉は全て開けておくこと。また、脚立を準備しておくこと。</li> <li>・ また、洗濯器等は水張りを行っておくこと。</li> <li>・ 屋外工事の中で、本市の指示した場所は直ちに覆削できるように、現場に作業員及び人員を配置しておくこと。</li> </ul>				<p>図面 №</p> <p>AC-03/35</p>
---------------	--	--	------------------	---	--	--	--	-----------------------------

訂正	月	日	訂正者	訂正内容							コード №	作成年月日	承諾	名 称 豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修 空調設備工事その2	図面 №
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		- . - . - .			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	FD №	発行年月日	担当	図面名称	縮 尺
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		- . - . - .		改修特記仕様書 2	1/50

参考図

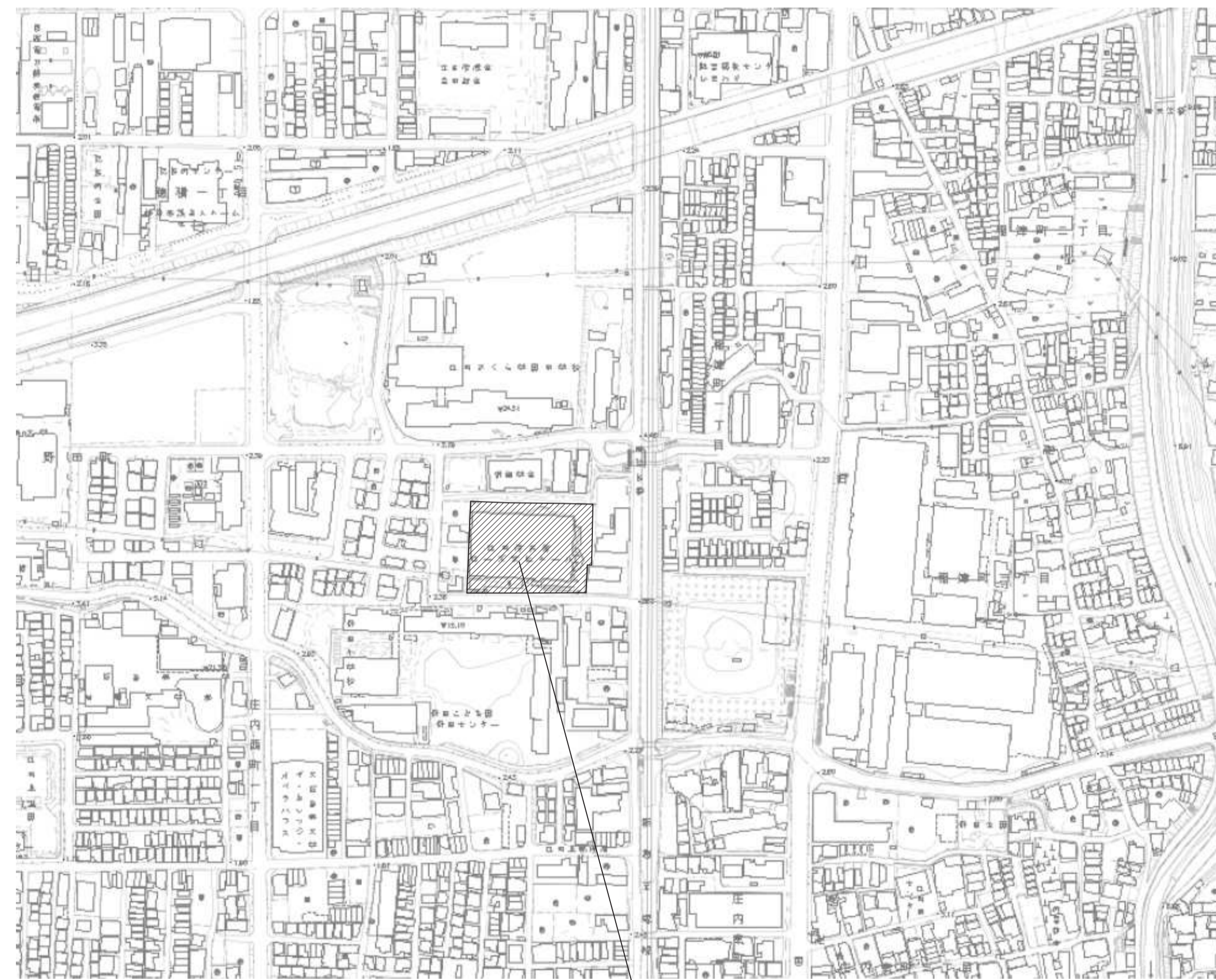
本図は参考図です。設計図書（図面等）から拾い出しを行い、適切な積算をお願いします

<p>石綿含有成形板撤去工事（レベル3）</p> <p>施工箇所 各図面記載の箇所。</p> <p>一般事項 ○本解体工事は、関係法令を遵守して行うこと。また特に石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）、及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」という。）、特別化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）を遵守し行うこと。 ○石綿繊維の飛散による大気汚染の防止を図ること。また、除去後の二次汚染を防止すること。 ○作業にあたっては、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則の安全規定を遵守すること。 ○建築物等の解体等の作業を行うときは、府条例第40条の3第3項により調査結果の表示を行うこと。 ○石綿が使用されている建築物等の解体等を行うときは、石綿則第4条による作業計画を作成すること。 ○石綿則第19条により「石綿作業主任者」を選任すること。ただし、その選任にあたっては、「石綿作業主任者技能講習を修了した者」若しくは平成18年3月までに「特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者」のうちから選任すること。 ○石綿が使用されている建築物等の解体等に従事する者は、石綿健康診断及び、じん肺健康診断を関係法令に基づいた期間内に受診し、診断結果が無所見とする。 ○石綿則第13条により石綿含有建材の解体等を行うときは、散水などにより、湿潤化を行うこと。 ○石綿則第14条による石綿含有建材の解体等を行うときは、工事管理区分「レベル3」とし、適合した呼吸用保護具等の装着、及び使い捨て保護衣の着用をすること。 ○石綿が使用されている建築物の解体等の作業に従事する労働者に石綿則第27条による特別教育を行い、その終了証の写しを提出すること。 ○石綿則第7条、第15条により石綿含有建材を使用した建築物の解体等を行うときは、関係者以外の立入禁止等表示を行う。 ○「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿被ばく露防止に関する技術上の指針」（厚生労働省）及び「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」（環境省）に基づき、適正処理を行うこと。</p> <p>仮設工事 ○解体工事に際し、当該部分をプラスチックシート等で囲い、周辺環境へのアスベスト飛散を防止し安全対策に努めること。なお、建物等の養生はその高さより高く行うこと。 ○現場状況により、施工箇所以外への石綿汚染を防止するため、石綿除去部分とそれ以外をビニールシートまたは、ポリエチレンシート（床は0.15mm以上かつ二重、壁は0.1mm以上、重ね幅はそれぞれ300mm以上）により隔離すること。 ○事前の清掃は、HEPAフィルター（超高性能エアフィルター）付の真空掃除機等で十分行うこと。次に、石綿含有成形板に直接散水や噴霧を行い湿潤化すること。 ○石綿含有成形板の除去完了後、仕上げ清掃はHEPAフィルター付真空掃除機等で行うこと。</p>	<p>除去工事 ○石綿含有成形板の除去は、石綿を含まない内装材及び外部建具等の撤去にさきが行って行う。 ○石綿含有成形板は、湿潤化のうえ、原形のまま、丈夫なプラスチック袋等に入れるなど、飛散防止の措置を講ずること。 ○除去された石綿含有成形板は、湿潤化の上、丈夫なビニール袋等に入れ、完全に密封した上、再度ビニール袋等で二重に包み、「石綿含有成形板」である旨及び取扱以上の注意事項を表示すること。 ○除去した石綿含有成形板の運搬は、一般廃棄物と分別し運搬車両の荷台全体を、シート等で囲い、飛散防止に努める。 ○施工業者は（一財）日本建築センターの技術審査証明を有する工法の施工業者で過去1年間の施工実績を有すること。技術審査証明を有する業者は、自社の責任において除去工事の管理を行い、処理技術について責任施工とする。</p> <p>廃棄物の保管 ○非飛散性アスベスト(安定型産業廃棄物)を搬出するまでの一時保管する場合には廃棄物処理法に基づき周囲に囲いを設けること。 ○廃棄物の保管場所である旨、及びその他産業廃棄物の種類等必要事項を表示した掲示板（縦横60cm以上）を設置すること。</p> <p>廃棄物の処理 ○石綿廃棄物の処理に関しては、昭和62年10月26日付環境庁及び厚生省連名による通達環水企第317号、衛産第34号並びに厚生省通達衛産第35号に基づき適正に行うこと。また廃棄物の処理は、都道府県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者及び廃棄物処理場（三重中央開発（株）、（株）環境安全センター、大阪港広域臨海環境整備センター、または、監督職員が石綿含有建材を適正に処理できると認められた処理場とする。）で適正に最終処分すること。 ○除去した石綿含有成形板は産業廃棄物として上記の公共処分場（安定型）で処分すること。なお、マニフェストには、石綿含有成形板であることを明示する。 ○石綿含有成形板のマニフェスト伝票の写しを提出すること。</p> <p>粉塵濃度測定 ○粉塵濃度測定は、受注業者以外の専門測定機関等に委託すること。測定機関等については都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とし、かつ日本作業環境測定協会の石綿分析に係るクロスチェック事業Aランクの評価を受けている機関とする。 ○石綿粉塵濃度測定における計数分析は、第1号登録の第1種作業環境測定士が行うものとする。 ○養生範囲（養生範囲が分かれている場合はその区画ごとに）で石綿除去作業前、作業後、各1方向1点及び作業中4方向各1点で粉塵濃度測定を行い、報告書を2部提出する。測定点の位置は監督職員の指示によること。 ○事後濃度測定は、石綿搬出等作業を終了し、現場の清掃を行い、除去等した石綿廃棄物を場外に搬出した後に測定を行うこと。 ○粉塵濃度測定区分</p> <table border="1"> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点（各施工区画）</th> </tr> <tr> <td>処理作業前</td> <td>施工区画周辺</td> <td>1点（*18箇所）</td> </tr> <tr> <td>処理作業中</td> <td>施工区画周辺</td> <td>4点（4方向各1点*18箇所）</td> </tr> <tr> <td>処理作業後</td> <td>施工区画周辺</td> <td>1点（*18箇所）</td> </tr> </table> <p>測定点 B1階 電気室 防災ポンプ室 機械室・受水槽室 器具庫 倉庫 1階 男子更衣室 PS:3か所 2階 階段踊り場 PS:2箇所 3階 第一競技場上部 機械室 シーリング階 1箇所 PH階 ファナルーム 屋根上 1箇所</p>	測定時期	測定場所	測定点（各施工区画）	処理作業前	施工区画周辺	1点（*18箇所）	処理作業中	施工区画周辺	4点（4方向各1点*18箇所）	処理作業後	施工区画周辺	1点（*18箇所）	<p>概略工事工程表(案)</p> <p>施工主 豊中市 工事名 豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修工事 用途 体育館及びホール 稼働条件 8:00~17:00 作成日 2022年10月11日</p> <p>備考 ■ 建築工事 ○ 設備工事</p> <p>(注) 1. 概略工程表につき、施工範囲・施工規模・作業条件等により変動します。 2. 本概略工程表は平日作業を想定しています。</p>
測定時期	測定場所	測定点（各施工区画）												
処理作業前	施工区画周辺	1点（*18箇所）												
処理作業中	施工区画周辺	4点（4方向各1点*18箇所）												
処理作業後	施工区画周辺	1点（*18箇所）												

工事工程表（参考）

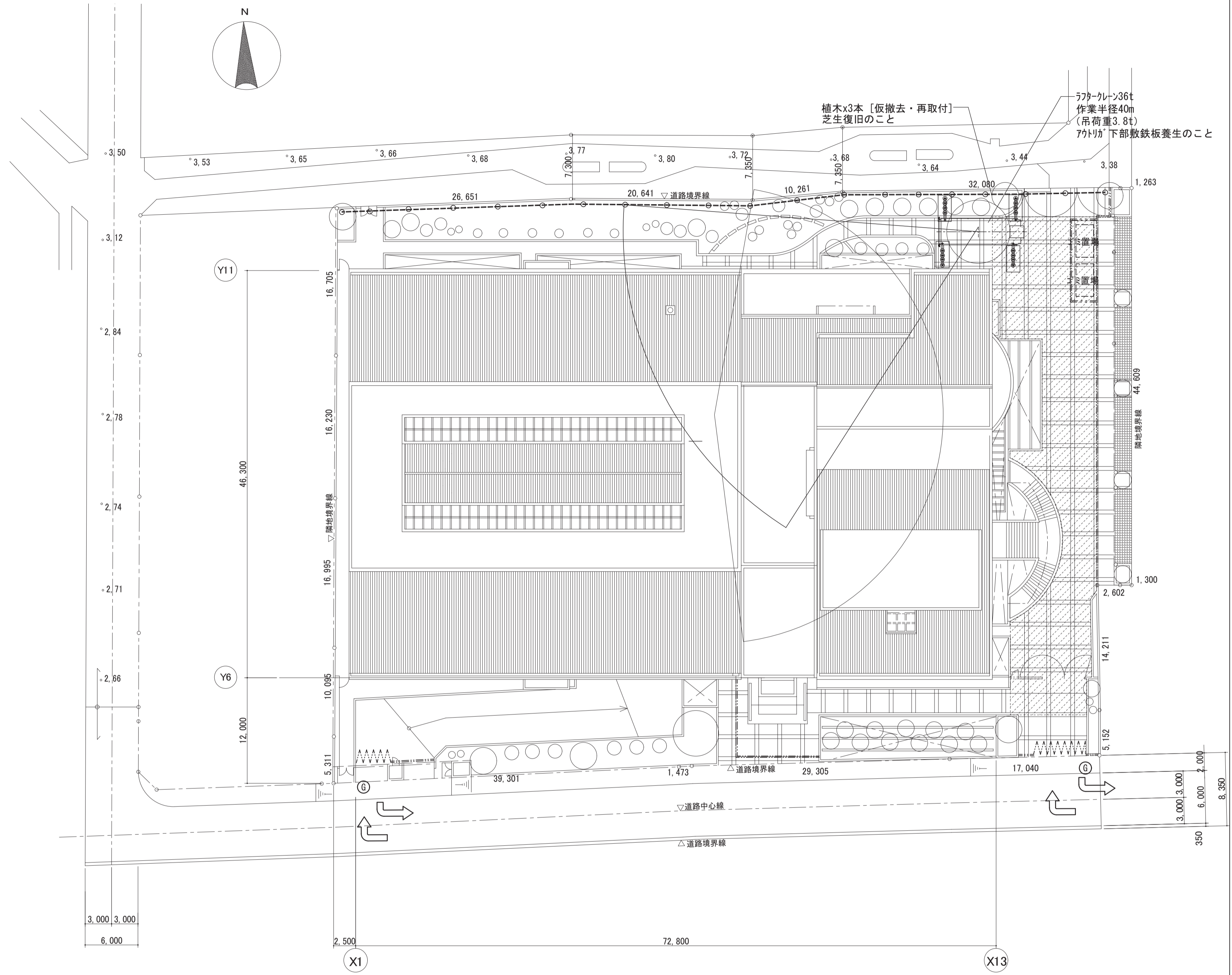
本図は参考図です。設計図書（図面等）から拾い出しを行い、適切な積算をお願いします





計画地：豊中市野田町4-1

附近見取図



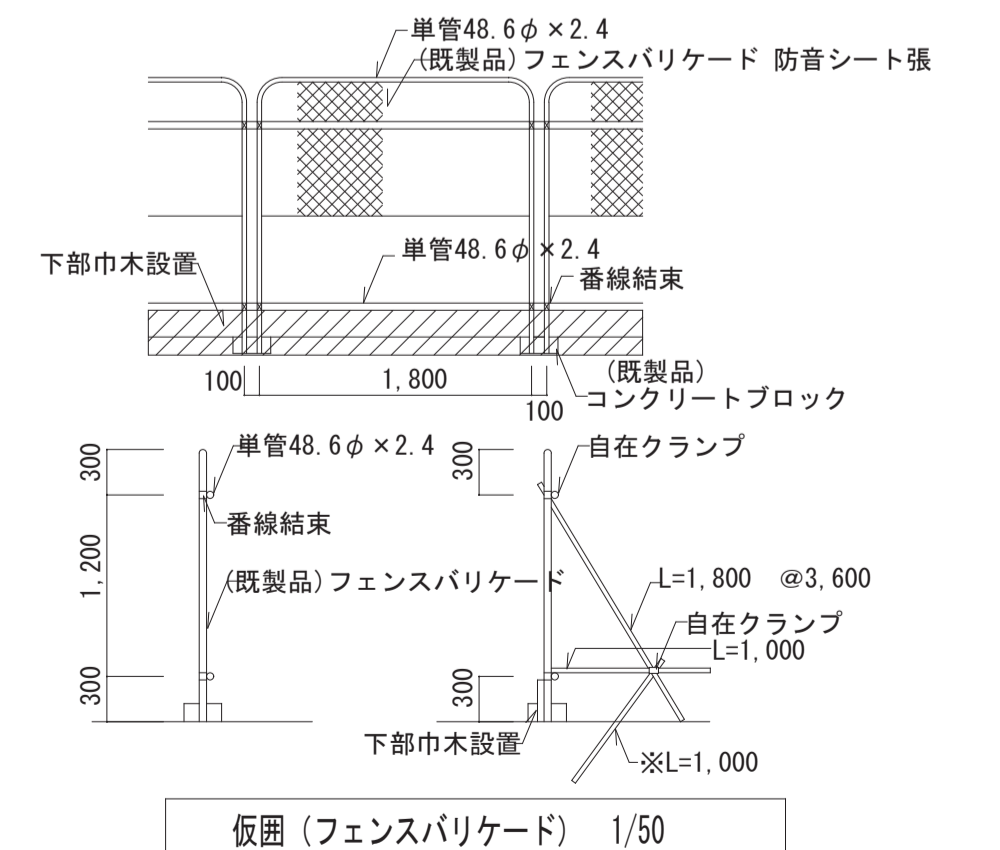
配置図兼仮設計計画図(参考図) S=1/300

- ▲▲▲▲▲▲▲▲ パネル付キャスターゲート W6000xH1800x1ヶ所、W4000xH1800x1ヶ所
- ==== 仮囲い フェンスバリケード (上部シート張り) H=1800 合計89m
- カラーコーン・コーンバー 合計87m
- ⑥ 交通誘導員 (常駐2名、スポット20名)
- ⑥ 工事車両通行経路
- 敷鉄板養生 175㎡

空調設備工事範囲  
 交通誘導員計8名本工事 地上ラフター36t本工事 敷き鉄板175㎡本工事  
 空調設備として4日使用  
 特記なき仮設は建築とする

注記

- ・仮設工事着手前に監督職員と打合せを行い、承諾のもと仮設工事を行うこと。
- ・工事期間中に施設所管課要望等により仮囲いの盛替えが必要な場合は、随時対応すること。
- ・安全衛生上、塗料・溶剤等は置き置きすることが無きよう持込み、持帰りを作業日毎に行うこと。
- ・その他、工事に伴って破損、汚れが生じた場合は復旧・洗浄のこと。
- ・植栽：図示以外で仮囲い・足場をたてる際に邪魔になるものは、枝払いをすること。
- ・工事車両が頻りに往路する際は、交通整理員を随時増員すること。
- ・仮囲い内及び工事車両進入経路は工事竣工後、整地転圧を行なうこと。
- ・それらの対応については全て本工事を含むものとする。
- ・撤去部分の室内側は、ビニルフィルム等により塵埃の飛散対策を全面にわたり実施すること。
- ・建物内外で、一般利用者動線と工事範囲で重複する部分は特に安全に注意を払うこと。
- ・高所や開口部付近など、墜落の危険のある場所で作業する場合は、労働安全衛生規則に基づく手摺などを設け、安全対策を講じること。
- ・仮設工事や資材搬入等で学校敷地の前面道路を使用する場合は、道路占有及び道路使用許可など法令を順守するとともに安全対策を講じること。また、これに係る費用は受注者の負担とする。
- ・敷地内は全て禁煙とする。
- ・現場事務所は施設内に設けること。場所については、監督職員と打ち合わせにより決定すること。
- ・敷地内は全館閉鎖のため、地下駐車場の使用可能。必要な工事区画を設けること。



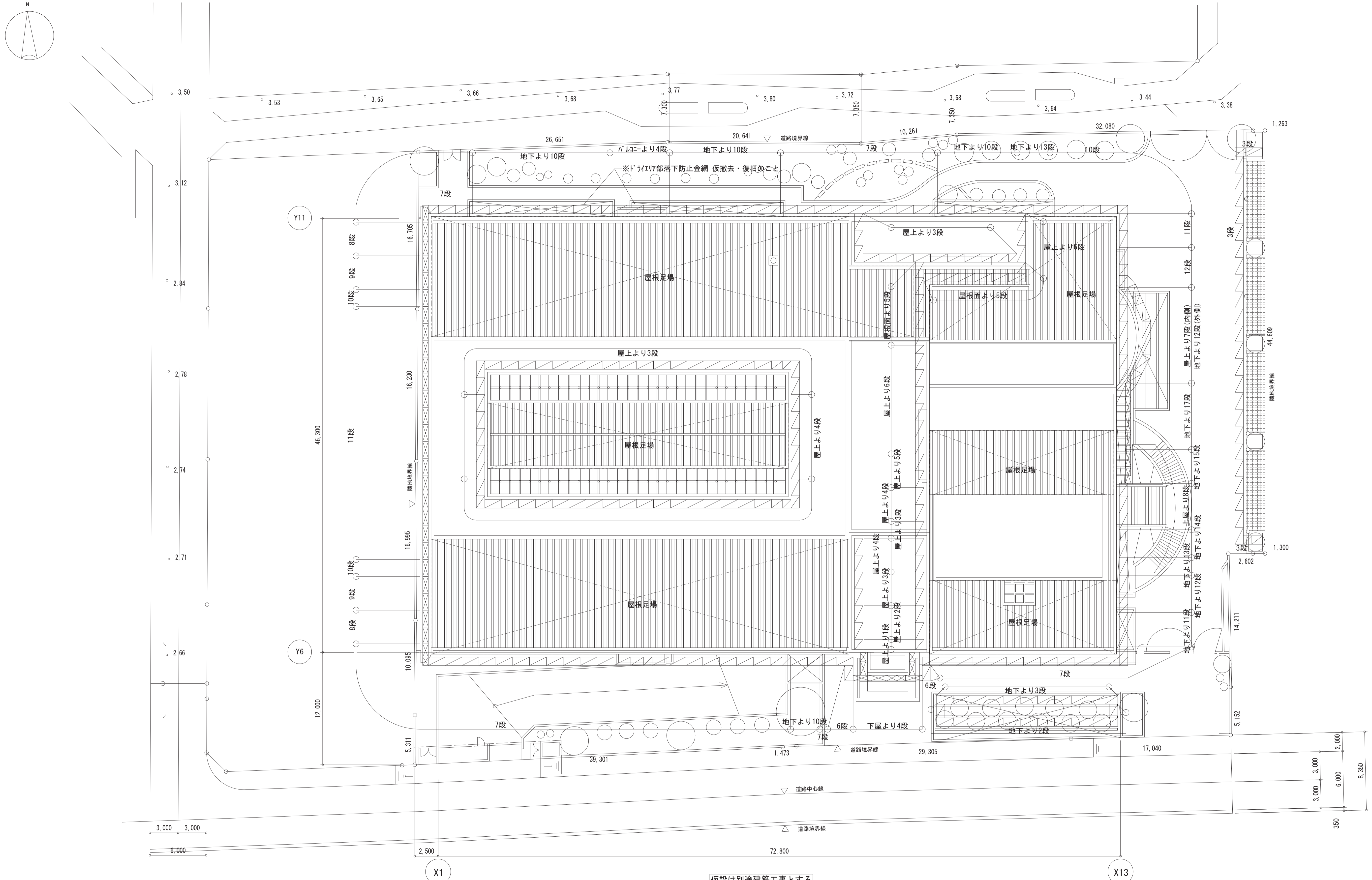
仮囲い(フェンスバリケード) 1/50

訂正	月日	訂正者	訂正内容

コード №	作成年月日	承諾	名称	図面 №
FD №	発行年月日	担当	豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修 空調設備工事その2	AC-06/35
			図面名称	縮尺
			附近見取り図・配置図兼仮設計計画図(参考図)	1/300

参考図

本図は参考図です。設計図書(図面等)から拾い出しを行い、適切な積算をお願いします



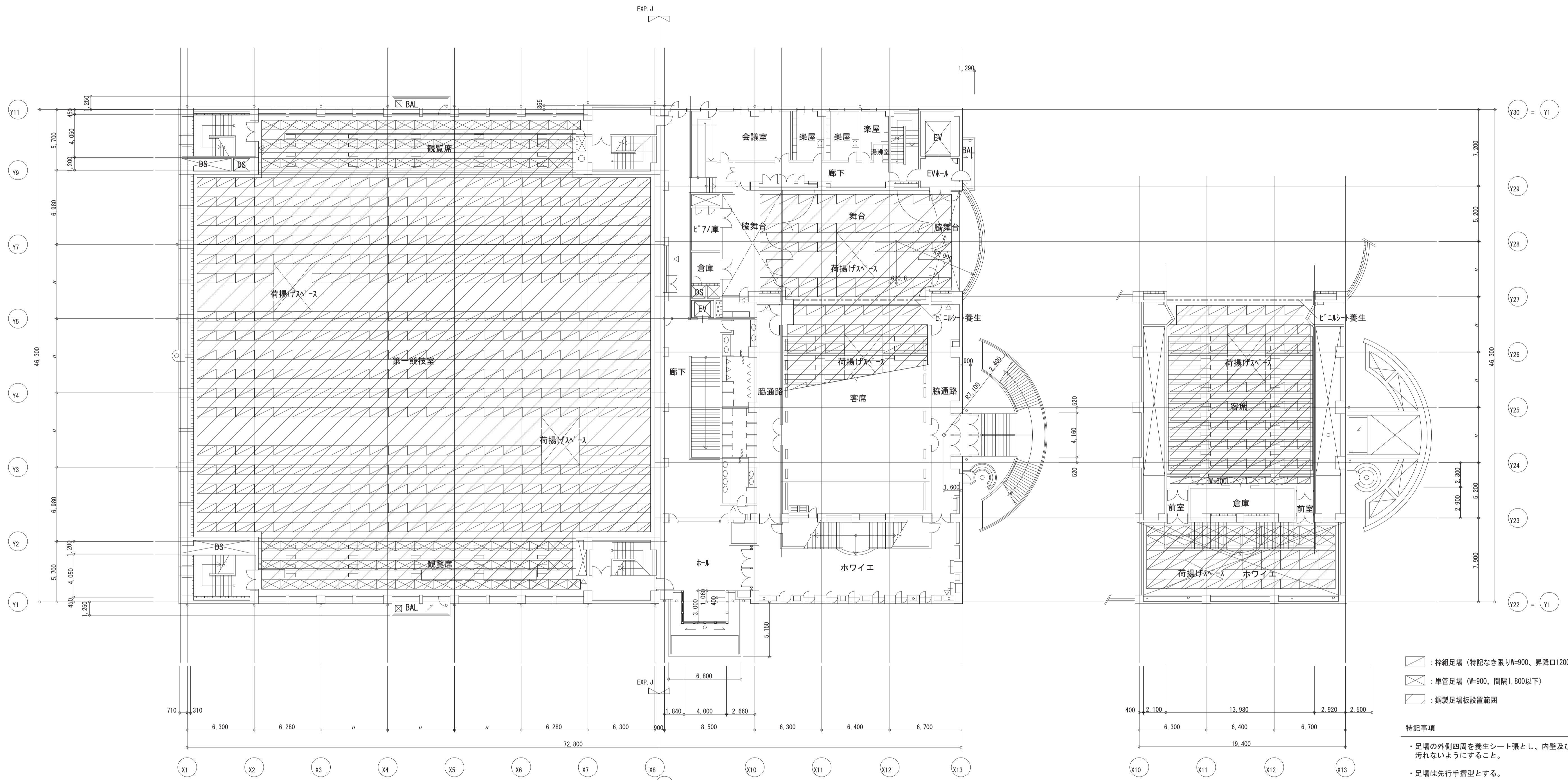
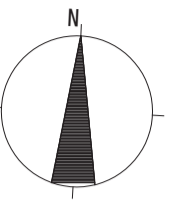
仮設は別途建築工事とする

仮設計画図 S-1/200

- ▨ 枠組本足場W900 防音シート張り(天端から1段目上端まで)足場一段目は金網養生柵 ※段数は注記による
  - ▨ 単管本足場W600 防音シート張り(天端から1段目上端まで)足場一段目は金網養生柵 ※段数は注記による
  - ▨ 屋根足場
- ・外部足場仮設計画については、監督職員と協議の上決定すること。

月日	訂正者	訂正内容
訂正		

コード No.	作成年月日	承諾	名称	図面 No.
FD No.	発行年月日	担当	豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修 空調設備工事その2	AC-07/35
			図面名称	縮尺
			仮設計画図 1	1/200



2階平面図 S=1/200

M3階平面図 S=1/200

仮設は別途建築工事とする

仮設は別途建築工事とする

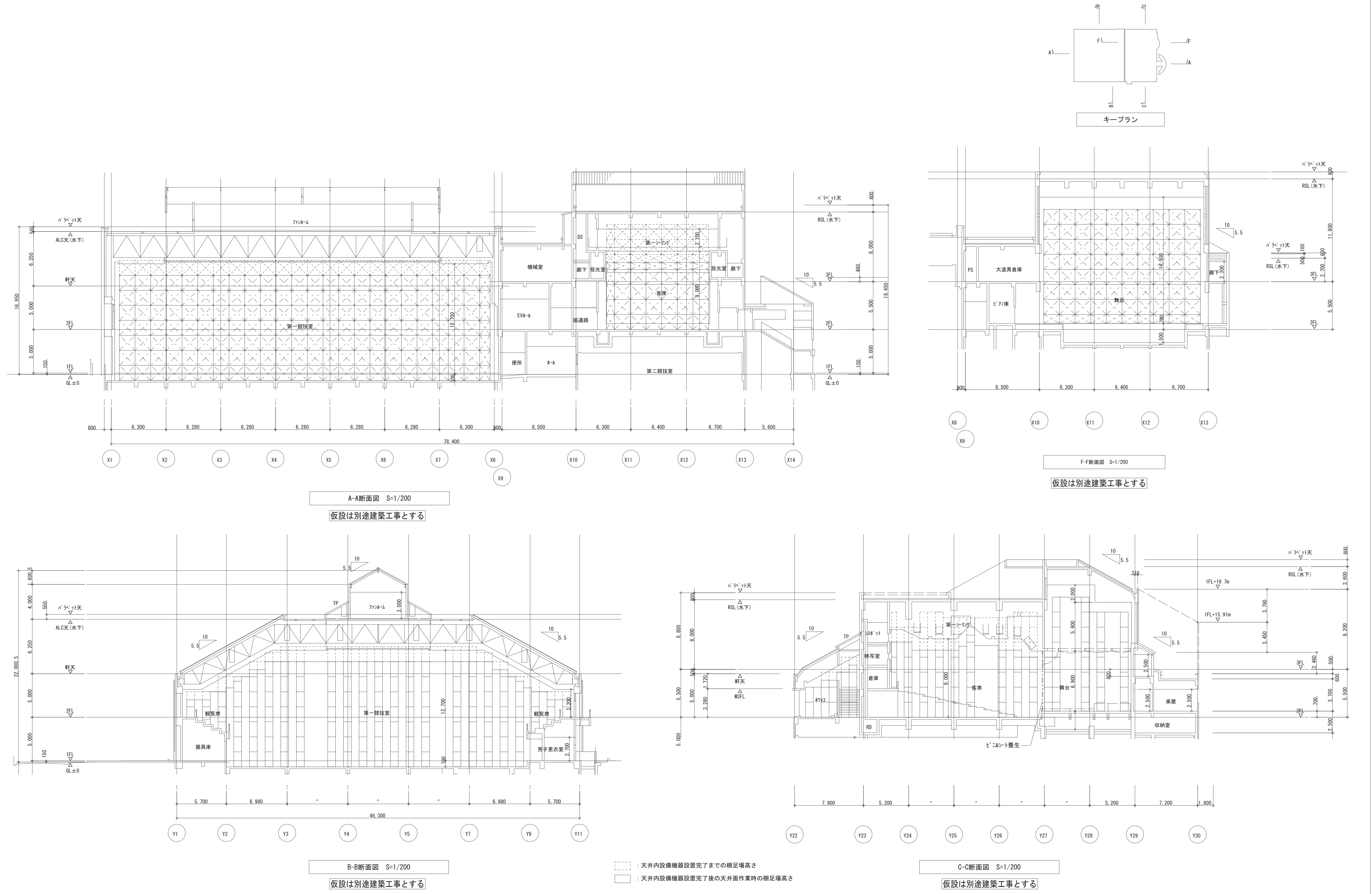
- : 枠組足場 (特記なき限りW=900、昇降口1200)
- : 単管足場 (W=900、間隔1,800以下)
- : 鋼製足場板設置範囲

- 特記事項
- ・足場の外側四周を養生シート張とし、内壁及びサッシ等汚れないようにすること。
  - ・足場は先行手摺型とする。
  - ・足場は別途工事業者に無償で使用させること。位置、期限等については監督職員の指示による。
  - ・内部棚足場のあゆみ板は隙間なく敷き詰めること。
  - ・最上部は、天井工事及び照明設備工事等(別途工事)が作業できるように全面に「鋼製足場板」を敷くこと。
  - ・荷揚げスペースは落下防止のため手摺を設置すること。
  - ・天井裏及び格子裏等、足場を設置している期間に清掃を行うこと。
  - ・工事搬入経路の廊下等は内部養生のこと。また、工事完了時には、清掃のこと。
  - ・ホール等天井改修時、精密機器等に埃が入らないよう養生のこと。

月日	訂正者	訂正内容

コード No.	作成年月日	承諾	名称	図面 No.
FD No.	発行年月日	担当	豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修工事 空調設備工事その2	AC-08/35
			図面名称	縮尺
			仮設計画図 2	1/200





月日	訂正者	訂正内容

コード No.	作成年月日	承諾	名称	図面 No.
F D No.	発行年月日	担当	豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修 空調設備工事その2	AC-09/35
			図面名称	参考図
			仮設計画図 3	縮尺 1/200

本図は参考図です。設計図書（図面等）から拾い出しを行い、適切な積算をお願いします



記号	名称	機器仕様	付属品	電源方式	数量	設置場所	備考	品番 (参考)
FS1	片吸込シロッコファン (第一競技場系統)	給気ファン #5×28, 200m3/h×30mmAq×11kW	スプリング防振架台	3P200V	2	RF		更新
FE1	片吸込シロッコファン (第一競技場系統)	排気ファン #5×28, 200m3/h×35mmAq×11kW	スプリング防振架台	3P200V	2	RF		更新
FS2	片吸込シロッコファン (第一競技場客室系統)	給気ファン #5×7, 500m3/h×30mmAq×3.7kW	スプリング防振架台	3P200V	2	RF		更新
FE2	片吸込シロッコファン (第一競技場客室系統)	排気ファン #5×7, 500m3/h×35mmAq×2.2kW	スプリング防振架台	3P200V	2	RF		更新
FE3	片吸込シロッコファン (駐車場系統)	排気ファン #7×40, 500m3/h×74mmAq×18.5kW	スプリング防振架台	3P200V	1	RF		更新
FS4	片吸込シロッコファン (発電機室系統)	天吊型 給気ファン #5×19, 700m3/h×30mmAq×5.5kW	スプリング防振架台	3P200V	1	RF		更新
FE4	片吸込シロッコファン (発電機室系統)	天吊型 排気ファン #5×17, 200m3/h×30mmAq×5.5kW	スプリング防振架台	3P200V	1	RF		更新
FS5	片吸込シロッコファン (電気室系統)	天吊型 給気ファン #3×9, 000m3/h×20mmAq×2.2kW	ゴム防振架台	3P200V	1	B1F電気室		更新
FE5	片吸込シロッコファン (電気室系統)	天吊型 排気ファン #3×9, 000m3/h×20mmAq×2.2kW	ゴム防振架台	3P200V	1	B1F電気室		更新
FS6	片吸込シロッコファン (機械室系統)	天吊型 給気ファン #2 1/2×5, 200m3/h×20mmAq×2.2kW	ゴム防振架台	3P200V	1	B1F機械室		更新
FE6	片吸込シロッコファン (機械室系統)	天吊型 排気ファン #2 1/2×5, 200m3/h×20mmAq×2.2kW	ゴム防振架台	3P200V	1	B1F機械室		更新
FS7	片吸込シロッコファン (器具庫1系統)	天吊型 給気ファン #2×3, 600m3/h×20mmAq×1.5kW	ゴム防振架台	3P200V	1	1F器具庫1		更新
FE7	片吸込シロッコファン (器具庫1系統)	天吊型 排気ファン #2×3, 600m3/h×20mmAq×1.5kW	ゴム防振架台	3P200V	1	1F器具庫1		更新
FS8	片吸込シロッコファン (EV機械室系統)	天吊型 給気ファン #2×2, 700m3/h×20mmAq×0.75kW	ゴム防振架台	3P200V	1	B1F器具庫		更新
FE8	片吸込シロッコファン (EV機械室系統)	天吊型 排気ファン #2×2, 700m3/h×20mmAq×0.75kW	ゴム防振架台	3P200V	1	B1F器具庫		更新
FS9	片吸込シロッコファン (倉庫系統)	天吊型 給気ファン #1 1/2×1, 200m3/h×20mmAq×0.2kW	ゴム防振架台	3P200V	2	B1F器具庫2 B1F倉庫		更新
FE9	片吸込シロッコファン (倉庫系統)	天吊型 排気ファン #1 1/2×1, 200m3/h×20mmAq×0.2kW	ゴム防振架台	3P200V	2	B1F器具庫2 B1F倉庫		更新
FS10	片吸込シロッコファン (収納庫系統)	天吊型 給気ファン #1 1/2×1, 050m3/h×20mmAq×0.2kW	ゴム防振架台	3P200V	1	床下収納庫		更新
FE10	片吸込シロッコファン (収納庫系統)	天吊型 排気ファン #1 1/2×1, 050m3/h×20mmAq×0.2kW	ゴム防振架台	3P200V	1	床下収納庫		更新
FE11	片吸込シロッコファン (便所系統)	天吊型 排気ファン #2×4, 200m3/h×30mmAq×1.5kW	スプリング防振架台	3P200V	1	3F機械室		更新
FE12	片吸込シロッコファン (便所系統)	天吊型 排気ファン #1 1/2×1, 000m3/h×20mmAq×0.2kW	スプリング防振架台	3P200V	1	B1F機械室 (シャワー室系統)		更新
FE13	消音斜流ファン (映写室系統)	天吊型 排気ファン キャンバス接続付 325φ×1, 250m3/h×15mmAq×0.25kW×46phone	防振吊金具	1P100V	1	3F機械室		更新
FE14	ミニシロッコファン (1Fシャワー室系統)	天吊型 排気ファン 低騒音型 220-250φ×450m3/h×10mmAq×0.085kW×49phone	防振吊金具	1P100V	2	1Fシャワー室		更新
FE15	キャビネットファン (バントリー系統)	天吊型 排気ファン 250φ×800m3/h×20mmAq×0.2kW	防振吊金具	1P100V	1	2Fバントリー		更新
FS16	ミニシロッコファン (3FEV機械室系統)	天吊型 給気ファン 220-250φ×800m3/h×15mmAq×0.21kW×58phone	防振吊金具	1P100V	1	3F機械室		更新
FE16	キャビネットファン (3FEV機械室系統)	天吊型 排気ファン 250φ×800m3/h×15mmAq×0.18kW×53.5phone	防振吊金具	1P100V	1	3F機械室		更新

記号	名称	機器仕様	付属品	電源方式	数量	設置場所	備考	品番 (参考)
VF1	換気扇 (天井扇)	インテリアタイプ 150φ×600m3/h×12mmAq×0.14kW 化粧パネル、蛇腹管付	アルミベントキャップ150φ	1P100V	1	1Fレストコーナー		更新
VF2	換気扇 (天井扇)	インテリアタイプ 150φ×400m3/h×8mmAq×0.06kW 化粧パネル、蛇腹管付	アルミベントキャップ150φ	1P100V	3	トレーニングルーム×3 宿直室台所 下足場		更新 更新 更新
VF3	換気扇 (天井扇)	インテリアタイプ 150φ×200m3/h×10mmAq×0.035kW 化粧パネル、蛇腹管付	アルミベントキャップ150φ	1P100V	1	ロッカールーム		更新
VF4	換気扇 (天井扇)	インテリアタイプ 100φ×600m3/h×7mmAq×0.0155kW 化粧パネル、蛇腹管付	アルミベントキャップ150φ	1P100V	1	1F宿直室 2Fトイレ 3Fトイレ		更新 更新 更新
FB1	消音射流ファン	ブースターファン 200φ×210m3/h×8mmAq×0.053kW×39phone	防振吊金具	1P100V	2	HEX-2と連動		
FR1	片吸込シロッコファン	リターンファン #4 1/2 × 19, 500m3/h×20mmAq×55kW	天吊スプリング防振金具	3P200V	1	B1F空調機械室	AHU-3系統	更新
SE1	排煙ファン	リミットロードファン 1,200φ×19, 500m3/h×110mmAq×30kW		3P200V	1	RF	駐車場系統 (基礎建築工事)	存置
SE2	排煙ファン	軸流型 300φ×40, 000m3/h×70mmAq×18.5kW		3P200V	1	3F機械室	ホール系統 (基礎建築工事)	存置
VF5	換気扇 (壁付)	有圧低騒音型 300φ×1, 330m3/h×0.025kW		1P100V	6	舞台		更新
VF1'	換気扇 (中間用ダクトファン)	150φ×600m3/h×12mmAq×0.188kW	SUSベントキャップ150φ	1P100V	1	湯沸室 委託業者控室		更新 更新
VF2'	換気扇 (中間用ダクトファン)	100φ×60m3/h×13mmAq×0.036kW	アルミベントキャップ100φ	1P100V	1	B1F宿直室 3Fシャワー室		更新 更新
HEX2	全熱交換機 (固定式ユニット)	天井隠蔽型 専用SW付 150φ×21m3/h×79Pa×137W ロングライフフィルター・虫侵入防止防止ユニット ジャバラ共		1P100V	5	役員室 1 事務室 3 2F会議室 1		
HEX3	全熱交換機 (固定式ユニット)	天井カセット型 専用SW付、天井ルーバー共 100φ×90m3/h×100Pa×58W ロングライフフィルター・虫侵入防止防止ユニット ジャバラ共	SUSベントキャップ×2	1P100V	10	宿直室、中央監視室 守衛室、委託業者控室 応接室 楽屋×3		更新
HEX4	全熱交換機 (固定式ユニット)	天井カセット型 専用SW付 100φ×75m3/h×79Pa×58W ロングライフフィルター・虫侵入防止防止ユニット ジャバラ共	SUSベントキャップ×2	1P100V	4	スタッフルーム 1Fスポーツ室(会議室)		

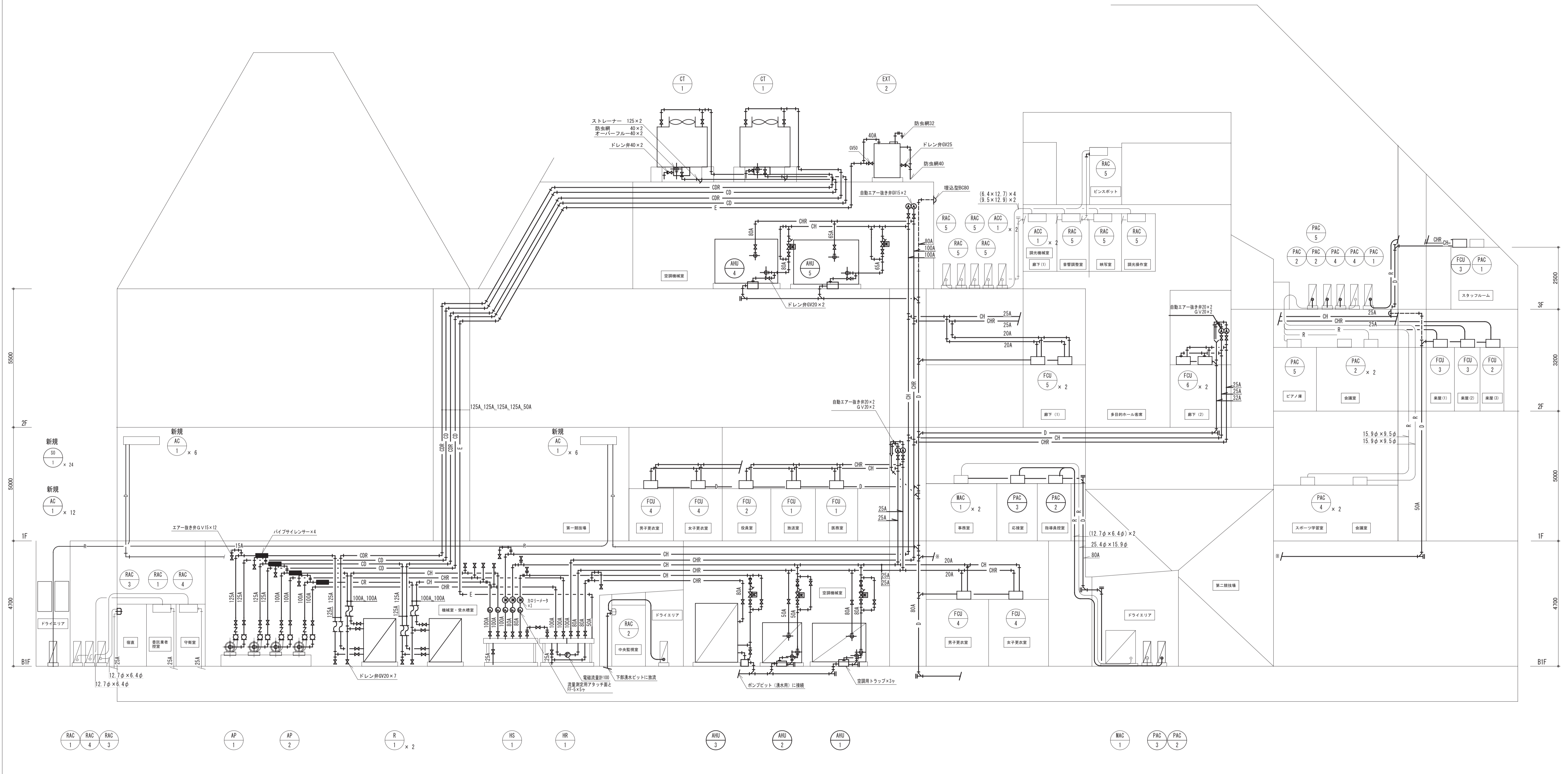
注) 機器型番は参考とし同等品以上とする。  
機器付属制御盤・二次側電気配管配線結線は本工事とする。

訂正	月	日	訂正者	訂正内容
	-	-		
	-	-		
	-	-		
	-	-		

コード No.	作成年月日	承諾
	- . - . - .	
F D No.	発行年月日	担当
	- . - . - .	

名称	図面名称	縮尺
豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修 空調設備工事その2	空調換気設備 改修後機器表2	-

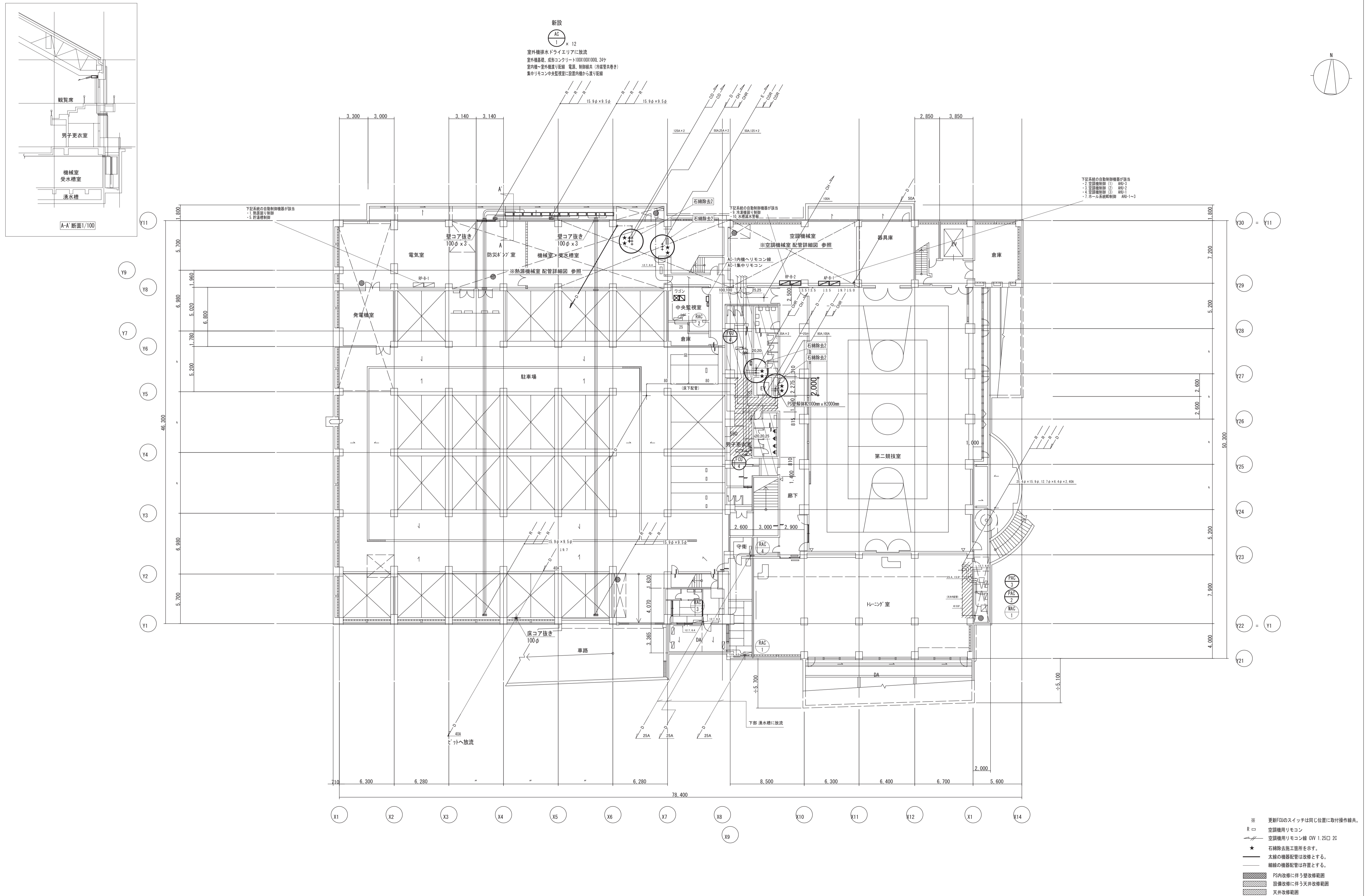
凡例	記号	名称	材質	摘要
—CH—	—CH—	冷温水配管往き	配管用炭素鋼管(白)	
—CHR—	—CHR—	冷温水配管還り	配管用炭素鋼管(白)	
—CD—	—CD—	冷却水配管往き	配管用炭素鋼管(白)	
—CDR—	—CDR—	冷却水配管還り	配管用炭素鋼管(白)	
—E—	—E—	膨張配管	配管用炭素鋼管(白)	
—D—	—D—	ドレン管	配管用炭素鋼管(白)	
—R—	—R—	冷媒管	断熱材被服鋼管	



太線の機器配管は改修とする。  
 細線の機器配管は存置とする。  
 ※ 空調機器類は全更新とする。  
 ※ 配管及びバルブ類は全更新とする。

KENSOKEN CO., LTD. Synthetic Architec & Associates	月 日 訂正者 訂正内容	コード No.	作成年月日	承諾	名称 豊中市立庄内体育館及び豊中市ローズ文化ホール大規模改修 空調設備工事その2	図面 No. AC-12/35
	訂正	発行年月日	担当	1/200	図面名称 空調配管設備 改修後配管系統図	縮尺 1/200

本図は参考図です。設計図書(図面等)から拾い出しを行い、適切な積算をお願いします

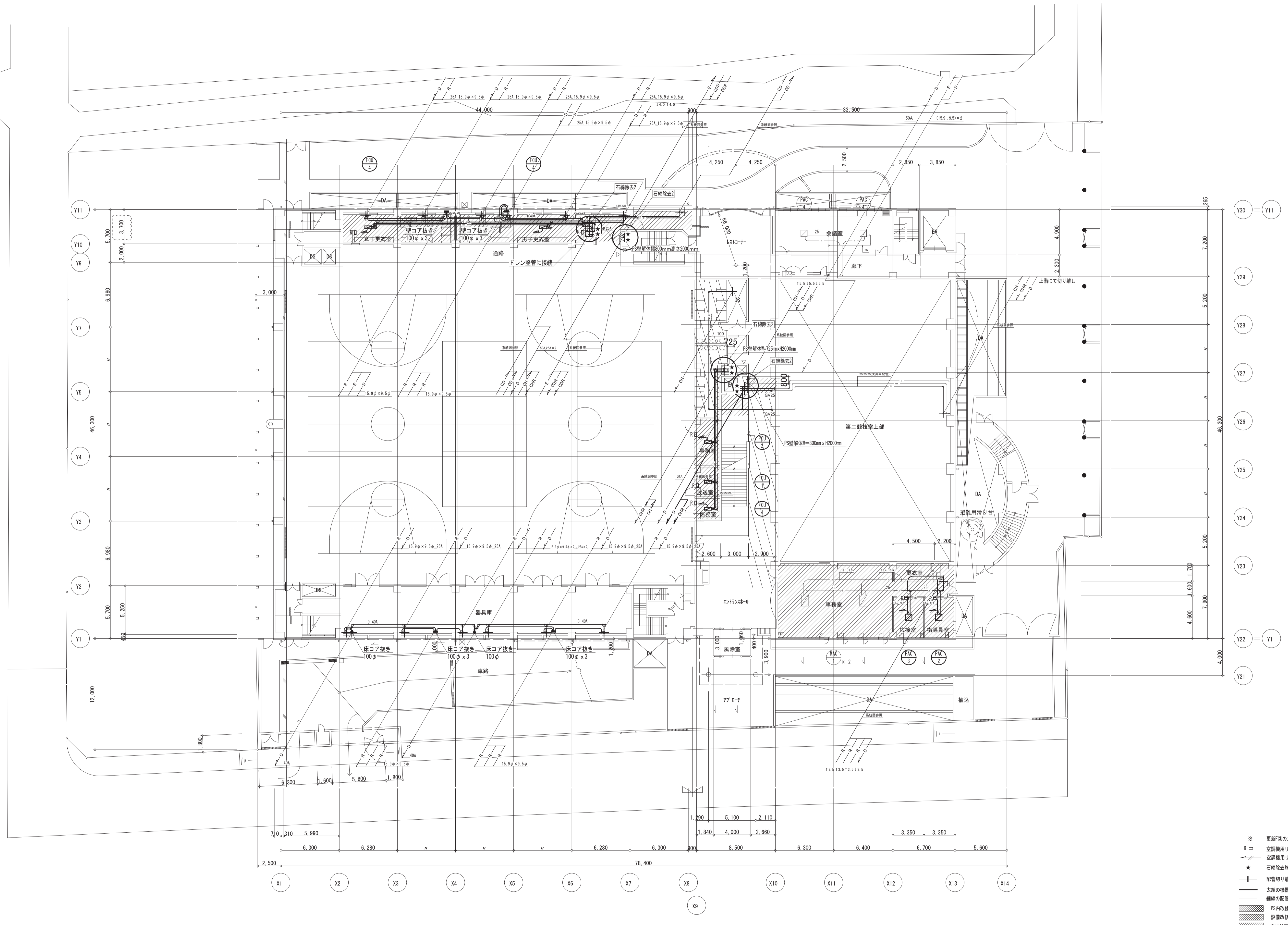
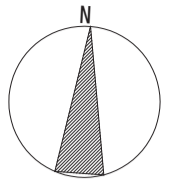


月日	訂正者	訂正内容

コード No.	作成年月日	承諾	名称	図面 No.
FD No.	発行年月日	担当	豊中市立区内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修 空調設備工事その2	AC-13/35
			図面名称	
			空調配管設備 B1階 改修後平面図	
			縮尺	1/200

参考図

本図は参考図です。設計図書（図面等）から拾い出しを行い、適切な積算をお願いします



1階平面図 1:200

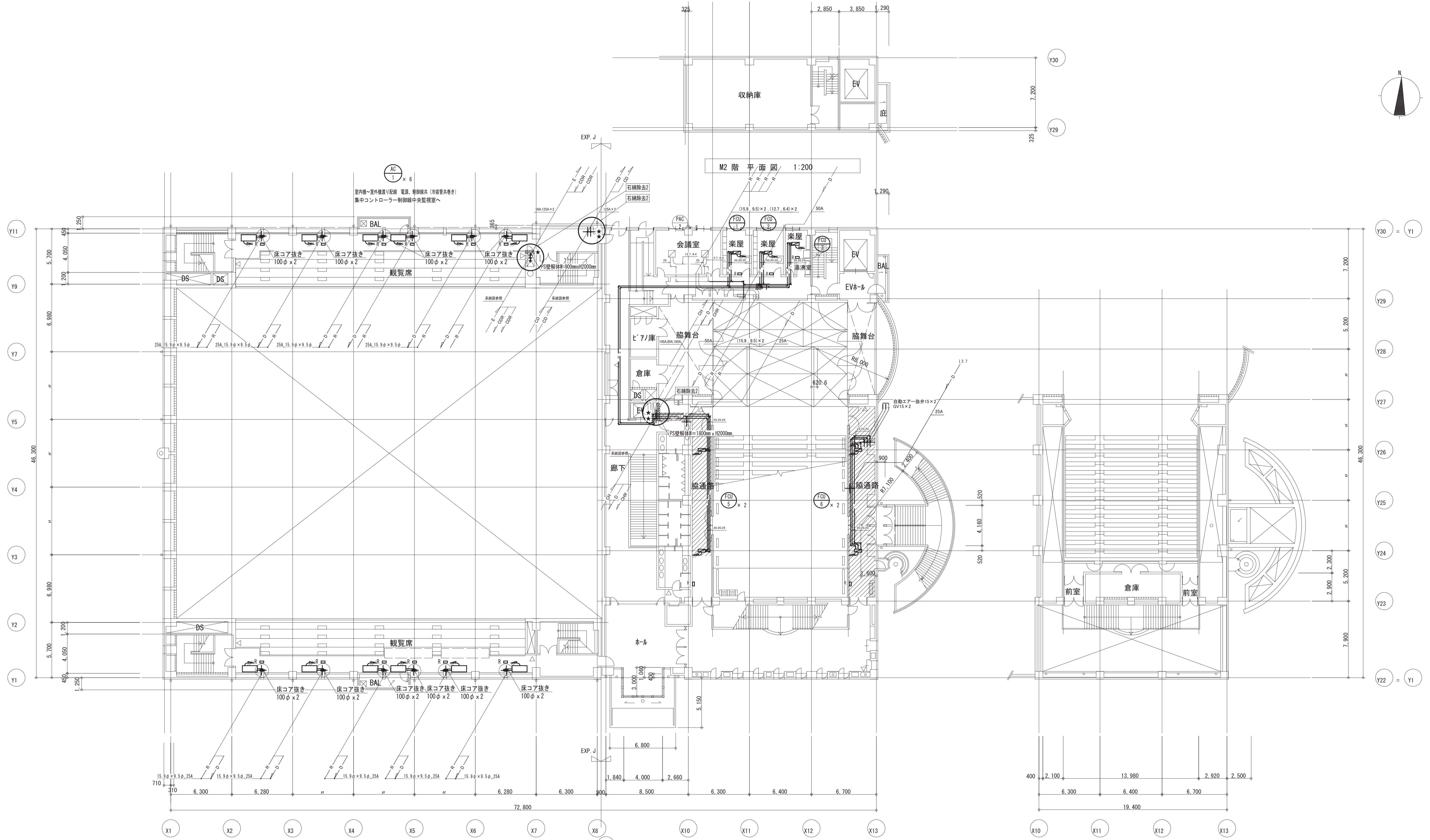
- ※ 更新以前のスイッチは同じ位置に取付操作継手。
- R □ 空調機用リモコン
- 空調機用リモコン線 OW 1.25□ 20
- ★ 石綿除去施工箇所を示す。
- 配管切り継ぎ箇所。
- 太線の機器配管は改修とする。
- 細線の配管は存置とする。
- PS内改修に伴う壁改修範囲
- 設備改修に伴う天井改修範囲
- 当初計画天井改修範囲

月日	訂正者	訂正内容
訂正		

コード No.	作成年月日	承諾	名称	図面 No.
FD No.	発行年月日	担当	豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修 空調設備工事その2	AC-14/35
			図面名称	縮尺
			空調配管設備 1階 改修後平面図	1/200

参考図

本図は参考図です。設計図書（図面等）から拾い出しを行い、適切な積算をお願いします

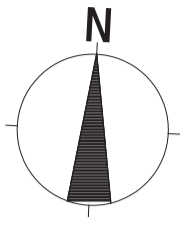
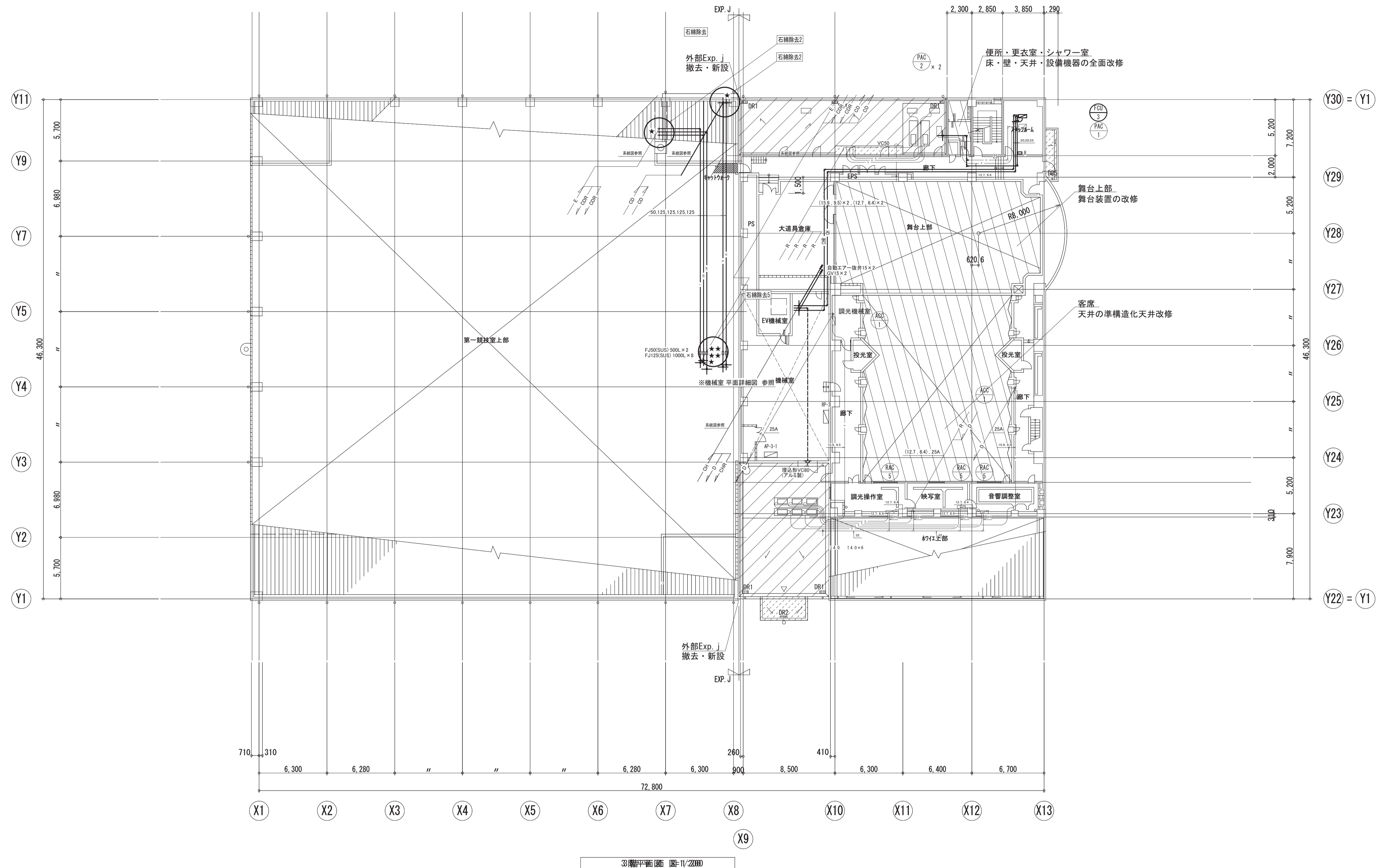


- ※ 更新FUIのスイッチは同じ位置に取付操作継共。
- R □ 空調機用リモコン
- 空調機用リモコン線 CW 1.25□ 20
- ★ 石綿除去工事箇所を示す。
- 太線の機器配管は改修とする。
- 細線の機器配管は存在とする。
- PS内改修に伴う壁改修範囲
- 設備改修に伴う天井改修範囲
- 当初計画天井改修範囲

月	日	訂正者	訂正内容
訂正			

コード №	作成年月日	承諾	名称 豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修 空調設備工事その2	図面 №	AC-15/35
F D №	発行年月日	担当	図面名称 空調配管設備 M2階・2階・M3階 改修後平面図 1/200	縮尺	参考図

本図は参考図です。設計図書（図面等）から拾い出しを行い、適切な積算をお願いします



- ※ 更新OUのスイッチは同じ位置に取付操作継共。
- R □ 空調機用リモコン
- 空調機用リモコン線 CW 1.25口 20
- ★ 石綿除去施工箇所を示す。
- 太線の機器配管は改修とする。
- 細線の配管は存置とする。
- PS内改修に伴う壁改修範囲
- 設備改修に伴う天井改修範囲
- 当初計画天井改修範囲

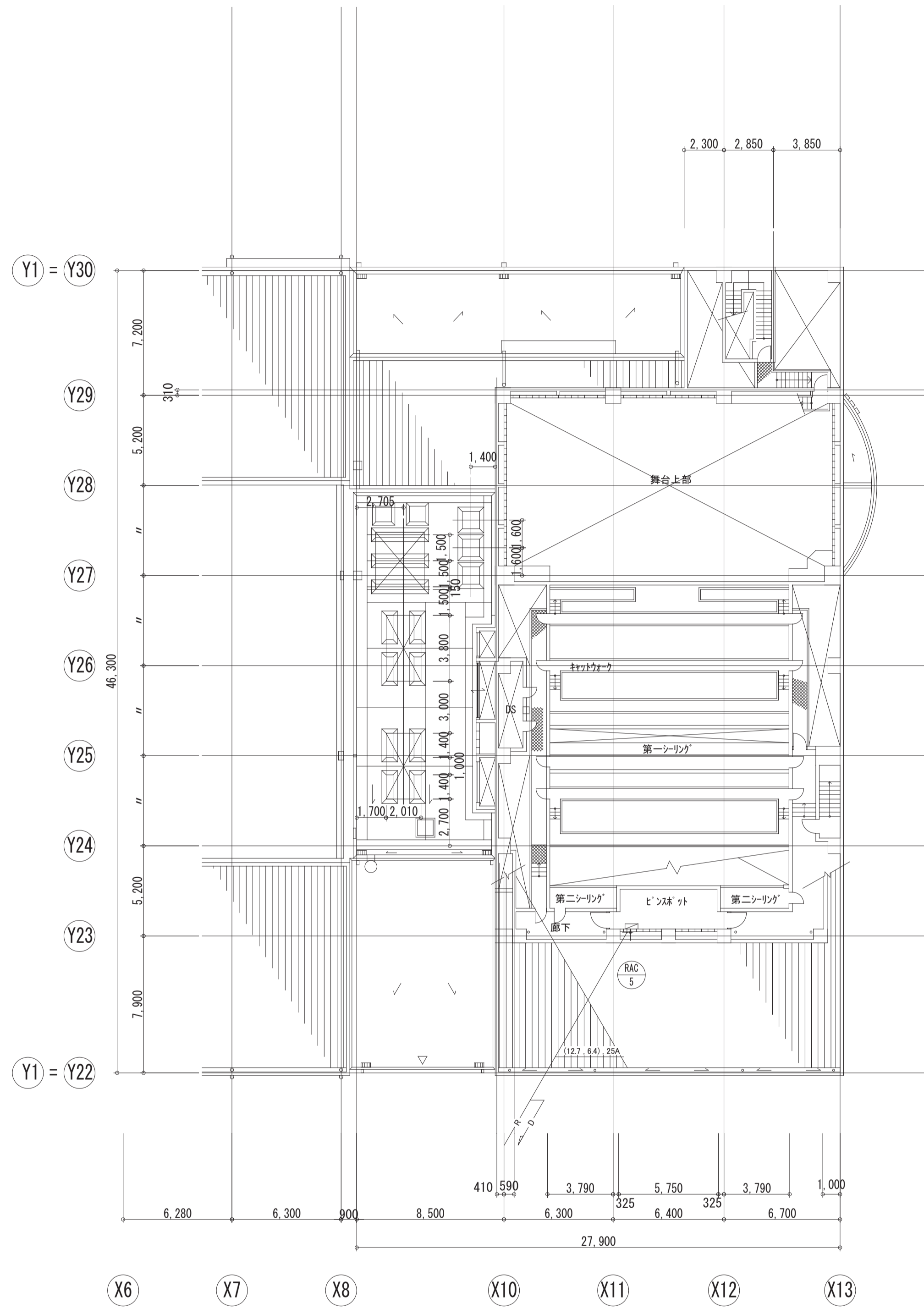
3階平面図 図-11/22000

月	日	訂正者	訂正内容

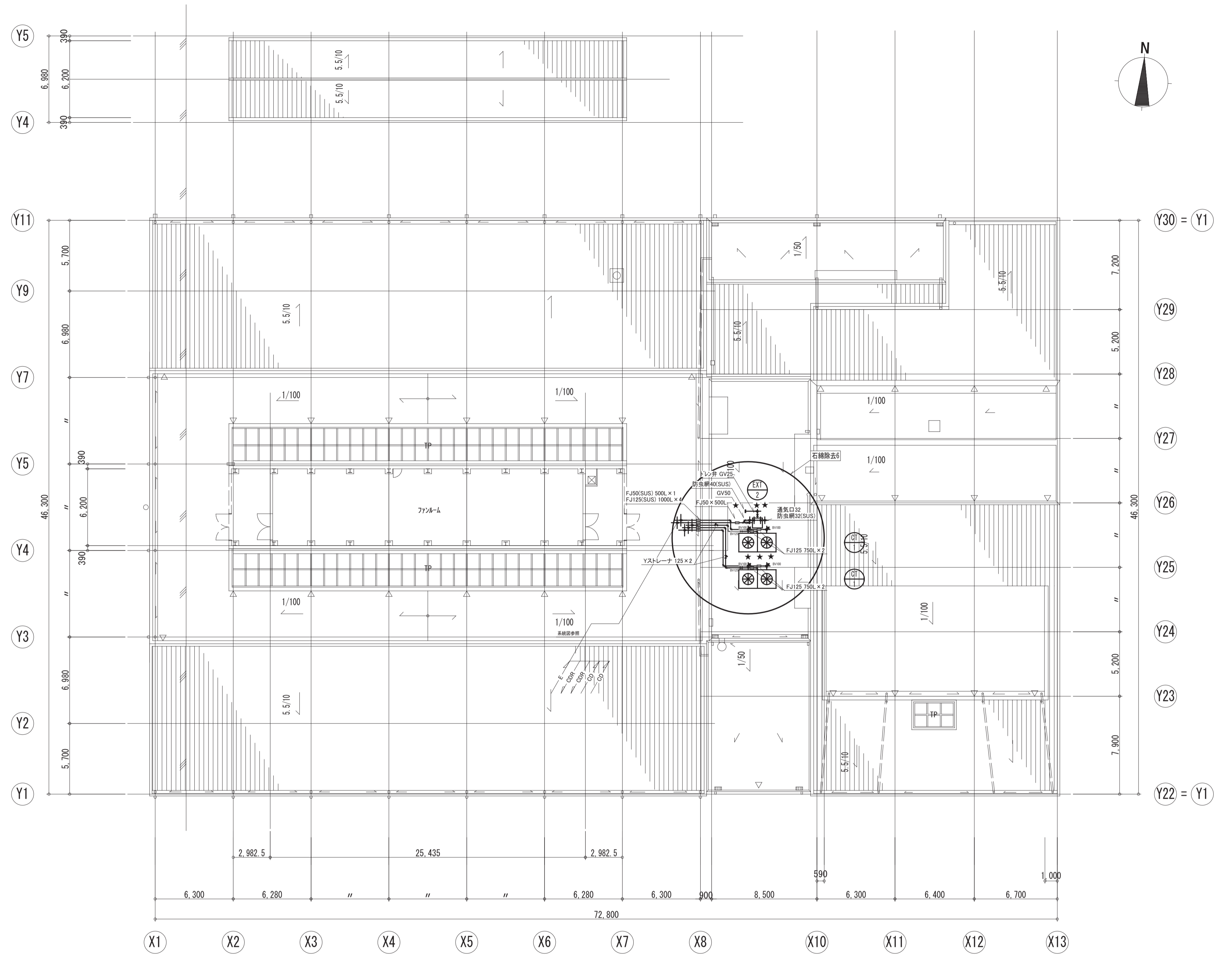
コード No.	作成年月日	承諾	名称	図面 No.
FD No.	発行年月日	担当	豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修 空調設備工事その2	参考図 AC-16/35
			図面名称	
			空調配管設備 3階 改修後平面図	縮尺 1/200

本図は参考図です。設計図書（図面等）から拾い出しを行い、適切な積算をお願いします





シーリング階平面図 1:200

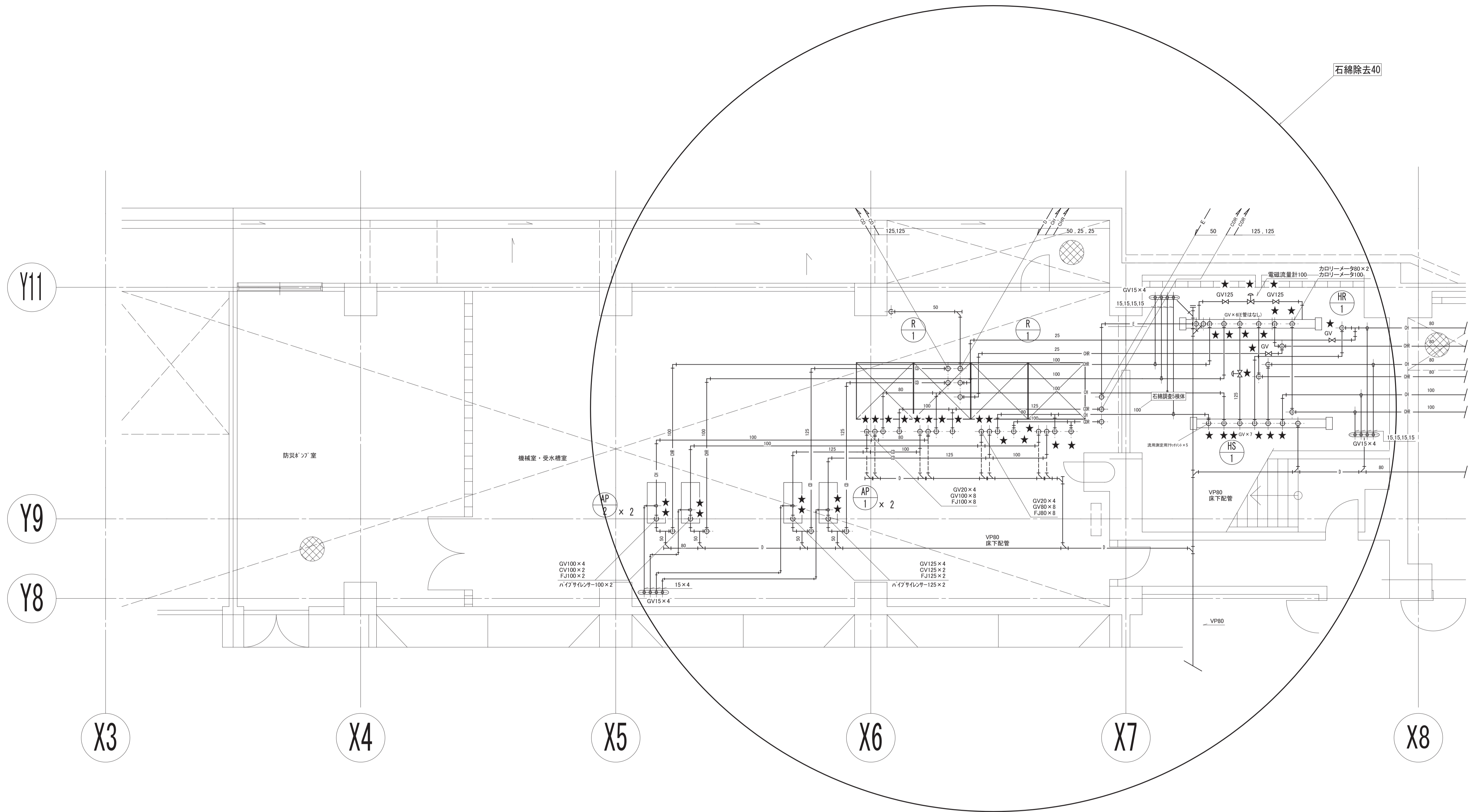


PH階平面図・屋根伏図 1:200

★ 石綿除去施工箇所を示す。  
 太線の機器配管は改修とする。  
 細線の配管は存置とする。

月日	訂正者	訂正内容

コード No.	作成年月日	承諾	名称	図面 No.
F D No.	発行年月日	担当	豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修 空調設備工事その2	AC-17/35
			図面名称	
			空調配管設備 シーリング階改修後平面図-屋根伏図	
			縮尺	1/200



B1機械室 平面詳細図 1:50

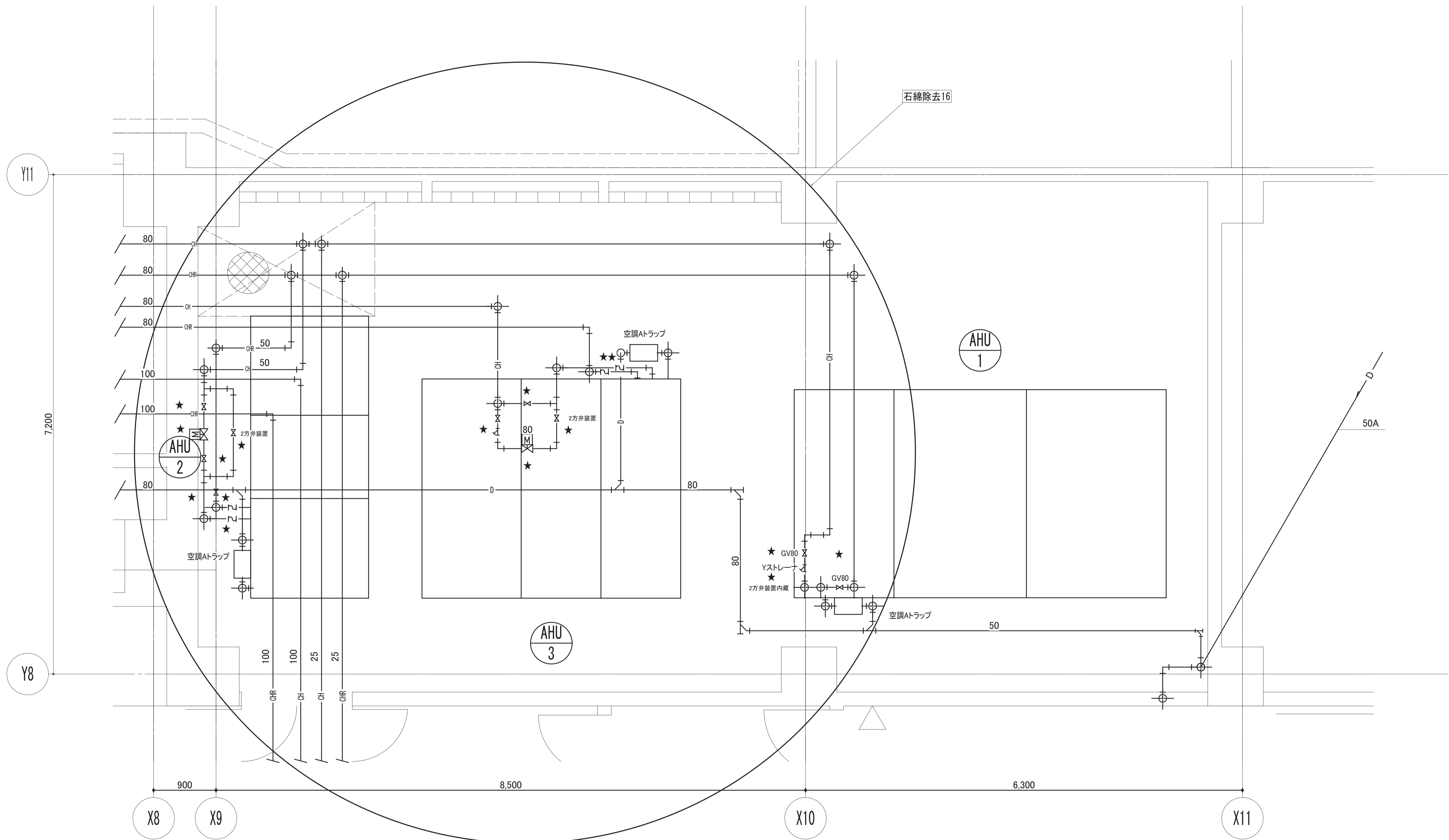
★ 石綿除去施工箇所を示す。  
 ※ 空調機器は全て更新とする。  
 ※ 配管は全て更新とする。

月日	訂正者	訂正内容

コード No.	作成年月日	承認	名称	図面 No.
FD No.	発行年月日	担当	豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修 空調設備工事その2	AC-18/35
			図面名称	
			空調配管設備 B1階 熱源機械室改修後詳細図 1/50	

参考図

本図は参考図です。設計図書（図面等）から拾い出しを行い、適切な積算をお願いします

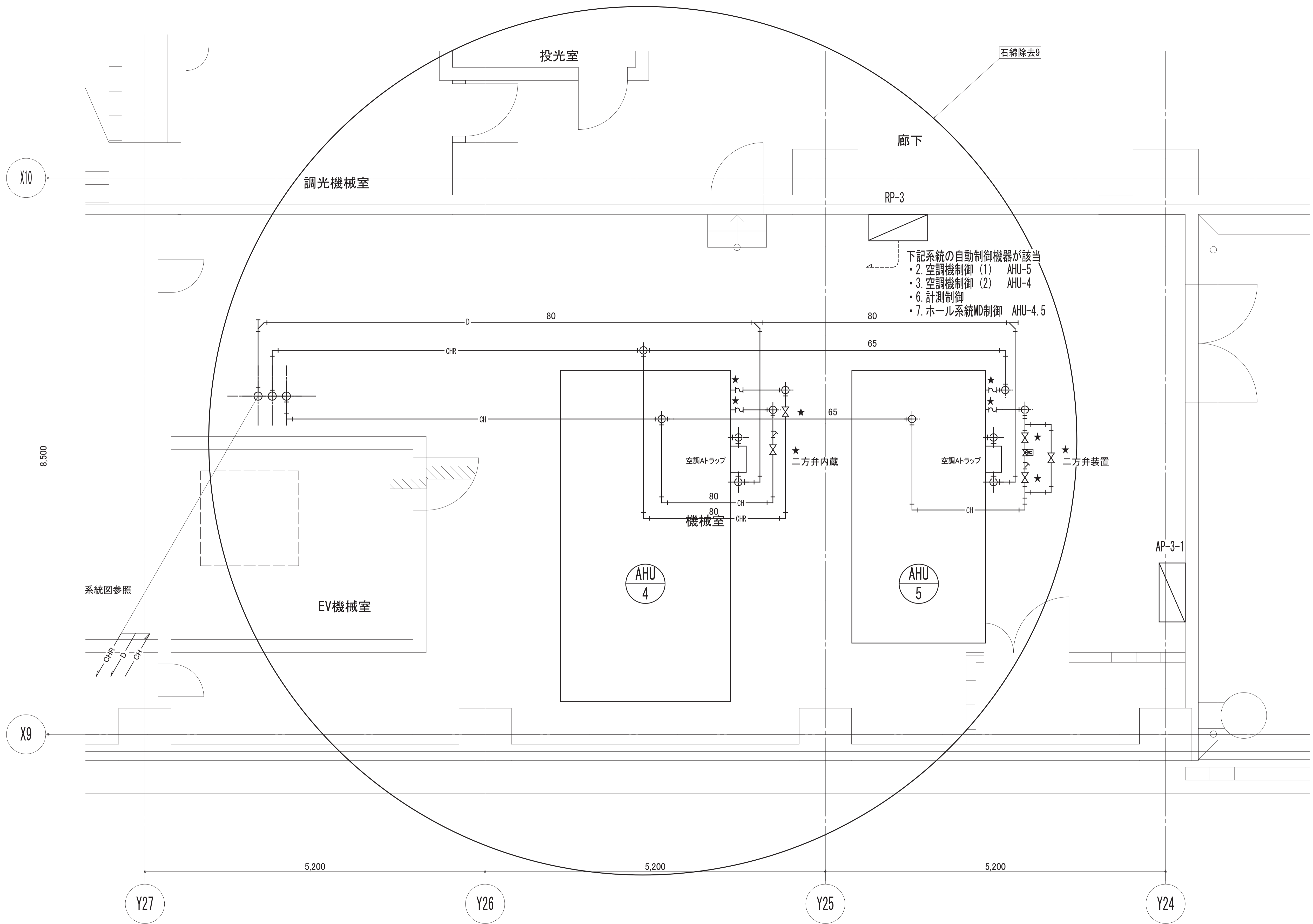


- ★ 石棉除去施工箇所を示す。
- ※ 空調機器は全て更新とする。
- ※ 配管は全て更新とする。

月	日	訂正者	訂正内容
訂正			

コード No.	作成年月日	承諾
FD No.	発行年月日	担当

名称 豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修 空調設備工事その2	縮尺
図面名称 空調配管設備 B1階空調機械室 改修後詳細図	1/30



★ 石綿除去施工箇所を示す。  
 ※ 空調機器は全て更新とする。  
 ※ 配管は全て更新とする。

月	日	訂正者	訂正内容
訂正			

コード No.	作成年月日	承諾
FD No.	発行年月日	担当

名称	豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修 空調設備工事その2
図面名称	空調配管設備 3階 空調機械室改修後詳細図
縮尺	1/30